

各 位

会社名 株式会社 平 賀
 代表者名 代表取締役社長 中村 則丈
 (JASDAQ・コード7863)
 問合せ先
 役職・氏名 取締役経営企画室長 柴田 憲一
 電話03-3991-4541

(訂正)「定款の(一部)変更に関するお知らせ」の一部訂正についてのお知らせ

平成21年5月15日にお知らせいたしました「定款の(一部)変更に関するお知らせ」の一部訂正がございましたので、下記のとおりお知らせいたします。なお、訂正箇所は(訂正前)については二重線を付しておりますが、訂正後には変更後のものを記載しております。

記

(訂正前)

2. 定款変更の内容

(下線___は、変更部分)

現 行 定 款	変 更 定 款
<p>第1章 総 則</p> <p>(機関の設置) 第4条 当社は、<u>取締役会及び監査役</u>を置く。</p>	<p>第1章 総 則</p> <p>(機関の設置) 第4条 当社は、<u>株主総会および取締役のほか、次の機関</u>を置く。 (1) <u>取締役会</u> (2) <u>監査役</u> (3) <u>監査役会</u> (4) <u>会計監査人</u></p>
<省略>	
<p>第5章 <u>監 査 役</u></p>	<p>第5章 <u>監査役及び監査役会</u></p>
<省略>	
<p>(<u>常任監査役</u>) 第25条 <u>常任監査役若干名を定める。</u> (新 設)</p>	<p>(<u>常勤の監査役</u>) 第24条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u> (<u>監査役会の招集通知</u>) 第25条 <u>監査役会招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急のときは、この期間を短縮することができる。</u> (2) <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u> 第26条 <u>監査役会の運営その他に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>

(訂正後)

2. 定款変更の内容

(下線は、変更部分)

現 行 定 款	変 更 定 款
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則
(機関の設置) 第 4 条 当社は、 <u>取締役会及び監査役</u> を置く。	(機関の設置) 第 4 条 当社は、 <u>株主総会及び取締役</u> のほか、 <u>次の機関</u> を置く。 (1) <u>取締役会</u> (2) <u>監査役</u> (3) <u>監査役会</u>
<省略>	
第 5 章 監 査 役	第 5 章 監査役及び監査役会
<省略>	
(<u>常任監査役</u>) 第 25 条 <u>常任監査役若干名を定める。</u> (新 設)	(<u>常勤の監査役</u>) 第 24 条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u> (<u>監査役会の招集通知</u>) 第 25 条 <u>監査役会招集通知は、各監査役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急のときは、この期間を短縮することができる。</u> (2) <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u> (<u>監査役監査規程</u>) 第 26 条 <u>監査役会の運営その他に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u>

【訂正個所の説明】

第 4 条・・・変更定款の「および」を「及び」に変更

・・・変更定款の「(4)会計監査人」を削除

第 5 章・・・現行定款「監査役」、変更定款「監査役及び監査役会」の監査役部分の下線の削除

・・・現行定款「(常任監査役)」、変更定款「常勤の監査役」の監査役部分の下線の削除

第 24 条～第 26 条・・・本文の下線を追加

第 26 条・・・変更定款の表題「(監査役監査規程)」の追加

以 上